

平成 30 年度東京都入札監視委員会第 3 回第一監視部会

平成 30 年 11 月 30 日

東京都庁第一本庁舎 16 階特別会議室 S 6

【五十嵐部長】 それでは、先生方が全ておそろいになっていらっしゃいますので、定刻より 1 分ほど早いのですが、これより平成 30 年度東京都入札監視委員会第 3 回第一監視部会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、お忙しい中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。私は、財務局契約調整担当部長の五十嵐と申します。本日は進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、平成 29 年度第 3 四半期に発注いたしました工事についてご審議をいただこうと思っております。委員の皆様方には、それぞれご専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴できればと思っております。また、東京都の入札契約手続の公正性、透明性の確保にお力添えをいただけたらと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは次に、出席者、定足数の確認をさせていただきます。本日もご出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者につきましては、お手元の資料でございます。紙の資料のほうに付けてございます。

なお、本日の審議につきましては、各事業執行局の職員も出席させていただいております。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

当第一監視部会は、現在 4 名の委員によって構成されておまして、審議の議決は東京都入札監視委員会設置要綱第 7 条第 6 項の規定によりまして、「委員の半数以上の出席がなければ審議を開き、議決できない」こととなっております。本日は、4 名の委員の皆様全員が出席されておりますので、当部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日の議事進行役についてでございますが、遠藤部会長にお願いしたいと存じますが、皆様、よろしゅうございますか。

(異議等なし)

では、遠藤部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【遠藤部会長】 皆さん、こんにちは。それでは、これから東京都の入札監視委員会第 3 回第一監視部会を開始させていただきたいと思っております。皆様、積極的にご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事進行と資料について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【五十嵐部長】 それでは、私のほうから説明いたします。議事進行について簡単に説明申し上げます。

まず、当委員会設置要綱第 2 条第 1 号に基づく定例審議として、平成 29 年度の 10 月 1 日から 12 月 31 日に契約した工事についてご審議いただくこととしております。議案は 6

件でございます。

続きまして、本日のお手元に配付いたしました資料について、吉川のほうから確認をさせていただきます。

【吉川課長】 契約調整担当課長の吉川でございます。よろしくお願いいたします。

本日の資料でございますが、まず、タブレット端末に、定例審議の議案1から6までを入れさせていただいておりますので、後ほどの審議の中で、それぞれごらんいただければと思います。

この他、机上に幾つか資料をご用意しています。順次、ご説明申し上げます。まず、白い冊子です。東京都契約関係規程集をご用意しています。続きまして、緑の紙ファイルで、入札監視委員会関係資料集というものをご用意させていただいております。このほか、紙の資料で恐縮でございますが、4点ほどございます。1点目がA4横の資料で、今日の第一監視部会の定例審議対象事案の抽出についてと書いてあるものが1つ、2つ目といたしまして、平成30年度東京都入札監視委員会第3回第一監視部会と書いてある資料、この中に本日の出席者ですとか座席表等が書いてある形です。

3点目といたしましてA4縦の資料で、補足資料と大きく書いてある資料がお手元にあるかと思いますが、こちらは、事前に説明を先生方にさせていただく中でオーダー等いただいた資料をご用意しておりますので、後ほど、これも審議の中でごらんいただければと思います。最後に紙の資料4点目でございますが、タイトル等は付いていないのですけども、A3の資料、左肩をゼムクリップで留めてある資料があるかと思いますが、1件目の千住西ポンプ所うんぬんと書いてある資料でございますが、こちらはタブレット端末にも入っている資料ですけども、図面等になっておりまして、大きいほうが見やすいという部分もございますので、この部分だけタブレットに入っている資料から紙で抜き出してお用意しているものでございます。以上が、本日ご用意した資料でございますが、資料の不足等はございませんでしょうか。

なお、本日の資料の取り扱いですが、本日の委員の皆様限りでごらんいただくこととさせていただきます。本日委員会終了後のお取り扱いには十分ご注意くださいようお願い申し上げます。私からの説明は以上です。

【五十嵐部長】 それでは遠藤部会長、ご議論の進行をよろしくお願いいたします。

【遠藤部会長】 まず審議事案の抽出について、ご説明したいと思います。

A4縦の資料の中に綴じ込んである資料1でございます。この後審議を予定しております定例審議の事案について、説明させていただきます。

平成30年3月29日に開催された、平成29年度第3回入札監視委員会において、平成30年度の定例審議の対象事案の抽出方針は、契約金額が高額な事案、1者入札の事案、高落札率の事案、低入札価格調査を行った事案、同一事業者による長期継続受注事案、社会的に注目されている事案及び委員会あるいは部会が必要と認めたものと決定されております。

これを受けまして当第一監視部会では、具体的な抽出方法として、高額・高落札率の事

案については、高い順に上位 100 件の中から抽出すること、高額・高落札を掛け合わせたものの数値の高いもの上位 100 件の中から抽出すること。社会的注目事案については、新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること。1 者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出するとし、また、各委員がそれぞれに事案を抽出した上で、その中から最終的な審議対象事案を部会長が決定すると決めております。

委員の皆様からはそれぞれに提案していただいて、私も最初は十幾つ選んで、これは時間内に収まらないということで、泣く泣く案件を絞ったということでございます。全体のバランスとか、委員の皆様からいただいたご意見を尊重して、この 6 件に絞り込ませていただいたという経過がございます。せっかく提案いただいたものが漏れているということもございますけれども、その辺は委員の皆様には了解いただきたいと思います。ここにありますような 6 件が、今、ここに挙がっているわけですが、全体をご確認いただければと思います。よろしいでしょうか。

全 6 案件のうち、議案 1、2 については入札契約制度改革試行前の案件であり、議案 3 から 6 については、本改革試行後の案件でございます。なお、議案 1、2 の最低制限価格または調査基準価格は、ここでは示されておりますが、実際は非公表となっております。また、議案 6 の予定価格および落札率につきましても非公表となっておりますので、お取り扱いには十分ご注意くださいと思います。後日、東京都財務局ホームページへの掲載時は、当該部分は非公表とさせていただきます。これについて、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

それでは、これより審議に入ります。審議については個人情報や法人等の情報の保護のため非公開とし、後日、審議概要及び議事録を東京都財務局ホームページに掲載する予定でございます。

では、取材等の方々は、ご退席をよろしくお願いいたします。

それでは、議案 1 の審議を始めたいと思いますので、準備の上、ご説明いただきたいと思っております。

【岡村課長】 よろしいでしょうか。私は、契約調整技術担当課長の岡村でございます。議案 1 の事業所管局でございます下水道局の出席者を紹介させていただきます。

【下水道局 中野課長】 下水道局経理部契約課長の中野と申します。よろしくお願いいたします。

【下水道局 佐藤課長】 同じく下水道局の設備設計課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

【下水道局 川田課長】 同じく下水道局の第一基幹施設再構築事務所、設備工事課長の川田でございます。よろしくお願いいたします。

【岡村課長】 それでは、議案 1 をごらんください。高額・高落札率案件として抽出された案件でございます。件名は「千住西ポンプ所沈砂池機械設備再構築工事」でございます。

す。工事の概要につきましては、1ページの資料のとおりでございます。あわせて、カラーのA3もご活用いただければと思っております。

本件につきましては、先ほどご説明しましたが、入札契約制度改革前の案件で、予定価格は事前公表、一般競争入札方式により発注を行ったものでございます。希望者は8者、指名者8者、応札者1者、落札率は99.9%となっております。

また、お手元の資料の補足資料でございますが、これをおめくりいただきまして1ページの議案1についても、あわせてご参照いただければと思っております。説明は以上です。

【遠藤部会長】 本件を含めまして、工事全体につきましては、委員の皆様は事前に、事務局から説明を受けておられると思います。

それでは、本事案について質問や意見のある委員は、お願いいたします。木下委員、どうぞ。

【木下委員】 これは8者希望者がいて、指名も8者でありながら、応札者1者です。それで、資料の13ページで辞退理由をまとめていただいていますけれども、類似の工事もいろいろある中で辞退者が次々と出て、入札者が1人になって決まっていきます。関連する工事の背景として、やはり似たように多数の希望者が出て、辞退者が出て、競争性が数の上では非常に低くなっているように見えます。どれも、理由を見ますと、配置予定技術者の対応が困難という理由があります。こうした状況の改善について、何か局として、発注者側としてお考えになっていることがありましたら教えてください。

【下水道局 中野課長】 一般論になってしまいますけれども、公共調達におきまして、実際に多くの事業者が入札に参加しやすい環境をつくるのが重要だと考えております。このことが結果的に不調や一者入札を減らす効果があると考えております。これまでにおきましては、公告時における仕様書や図面等の詳細な発注図書の公表とか、最低限の入札参加条件の設定とか、実勢価格を契約に反映させる取り組みとか、主任技術者の兼務の容認などといった入札に参加しやすい環境を推進してきておきまして、今後とも、そのような取り組みは進めていきたいと考えているところでございます。

【遠藤部会長】 木下委員、今のお答えはどうですか。

【木下委員】 非常に一般的なお答えで、業界特有の何か工夫なりということがないのかという点は、いかがでしょうか。拝見しますと、どこの会社さんも比較的工事の規模も大きくなることから、多分、技術力の高い工事が必要だということで、大手さんが多いわけですけれども、そういうところで配置予定技術者の配置が困難と言われると、非常に不自然というか、いかがなものかという気がいたします。その点について、何か注目したような対策というのはございませんでしょうか。

【下水道局 中野課長】 本件の入札参加条件ですけれども、過去10年間で国・地方公共団体等が発注した下水道施設の沈砂池の機械設備工事におきまして、全体計画雨水量や全体計画汚水量が毎秒10ミリ立米以上のポンプ所の沈砂池の機械設備の設置工事ということの元請けとしての施工実績を求めています。これ自体につきましては、今回8者の手

が挙がっておりますし、発注工事の過去を見ましても、20 者程度は応札できる状態になっておりますので、ある意味では応札が可能な状況の要件にしたということは、工夫したと思っております。

【遠藤部会長】 今のご納得なさったのでしょうか。

【木下委員】 なかなか大変ですね。

【遠藤部会長】 はい。ほかにいかがでしょうか。

【森岡委員】 補足資料でいただいた議案1の過去の経過と今回のものを含めて拝見すると、1者入札の件に関しては99.9か100ということで、2者以上が入っている場合は、99.9というのはありません。実際に2番目の札を見ても、2者入札以上のものでぎりぎり予定価格で入れているのは、あまりないようです。1者入札になると、とたんに予定価格ほぼぴったりに近いものが出てきているという傾向が見てとれまして、これは、あたかも1者入札のときは他者が入らないというのがわかっているからするのではないかという一般的な疑念があるのですが、その辺はどうしろというのは別の次元の話ですが、どう思われていますか。

【下水道局 中野課長】 この点につきましては、当方としてもご説明申し上げるものではないと思っております。企業行動ですので、当方で判断できません。

【遠藤部会長】 今のお答えでよろしいですか。

【森岡委員】 難しいというか、客観的に見ると明らかに入札行動としては事前にわかっているのではないかというところで、少し辞退事由等もしつこく聞いていただくというか、「そうですか。配置技術者がいないんですか」ということだけではないのが、並べていただくと非常によくわかります。2者入札のときでも、1者は大体予定価格ほぼぎりぎりに入れていたというのであれば、なんとなくわからないわけではないですけども、どうも、そうではないのではないのでしょうか。たたき合うときとそうではないときが、非常にくっきり分かれている印象を受けます。私自身にはそれをどうしなさいという知恵はありませんが、何か都民からすると引っかかるころがございます。

【遠藤部会長】 ありがとうございます。今の委員のご発言に対しては、特にありませんか。

【下水道局 中野課長】 これは財務局が答える話かもしれませんが、電子入札システムが8月31日に変わっておりまして、辞退理由が詳細に入る形になっております。そういった意味では、今後につきましてはなるべくこうした辞退理由も詳細に把握しつつ、必要に応じてヒアリング等も行いながら適切に情報をつかんでいきたいと思っております。

【森岡委員】 あと、事前公表は、今後は原則なくなる方向ですか。全部かどうかはわかりませんが、その辺はどうでしたか。

【荒山課長】 お答えいたします。入札契約制度改革が本格実施されていますけれども、ある程度の大きな金額の案件につきましては、予定価格は事後公表ということでやっておりますので、今後、この辺の案件につきましては、全て事後公表になるかと思えます。

それから、先ほどお話がございました、例えばこちらの資料のほうの一番右下の木場ポンプ所の沈砂池をごらんいただくと、これは3者に応札していただいています、一番札の人は落札率92.7パーセントでございますけれども、3番札の日立プラントサービスさんは……。

【森岡委員】 消費税を見ないといけないのですね。

【荒山課長】 はい。この辺は消費税を入れますと99.1パーセントでございますので、この辺りを見ますと、もしかしたら自分しか応札がないということであれば、これぐらいの金額で応札しようかという入札行動が行われていたと推測されるかと思います。

【森岡委員】 なるほど。ありがとうございました。後で見て、大体、予定価格には消費税が乗っていて、入札価格には、消費税が乗っていません。私は暗算が苦手なものですから、もし今後資料をつくられるときには、税込と税抜をそろえる形で書いていただけると、非常にわかりやすいかと思います。

【荒山課長】 承知しました。

【五十嵐部長】 若林先生、どうぞ。

【若林委員】 質問の前に、先ほどの中野さんのお答えの中で、今後はもう少し詳細な辞退理由が記されるということですが、今ここに挙がっている辞退理由よりもさらに詳細な辞退理由を求められる状況になっているということですか。

【下水道局 中野課長】 そうです。電子入札システム上で、今回の必須事項としまして「いずれかにチェック」となっております。配置予定技術者の配置が困難とか見積もり金額が当初見積もりより過大になったとか、発注当初に不明確な部分があったとか、技術的に困難な案件になった、それ以外にも具体的な理由を書くような任意の欄もございまして、こういった情報を集約していけば、もう少し情報が集まるかと思っております。

【荒山課長】 今のところを補足させていただきます。電子入札システム上で、今回、今のような形で今まで任意で記載していただいた部分を義務付けをして、どこかにはチェックをしてくださいとなります。それから、あわせて任意で事由欄に記入していただくという形で、統計的にそうした数字を見ていこうという取り組みが、まずございます。

ただ、先生がおっしゃったように、より詳細なものがそこから全て読み取れるかというとなかなか難しいと思っております、まずは数字を統計的に見ていきながら、その状況を見て、今後、多くの方が入札に手を挙げていながら、今回のように実際の応札が1者になってしまうような案件についてはヒアリングをして、より具体的に詳細を聞いていくとか、そうした取り組みが必要なのだろうと思っております。

まずは、そのシステム上で統計的に数字を見ていこうという取り組みを始めた段階でございます。

【若林委員】 わかりました。先ほど本件については20者程度参加資格のある業者があるということでしたけれども、今までの26年から30年の入札者の一覧を見てみると、割と固定された業者さんしか入っていないように見受けられます。20者程度あるというのは

26年、過去の事例でも、やはり20者程度参加資格があったということですか。それとも、今回、特に広げる取り組みをなされたのでしょうか。

【下水道局 中野課長】 今回、特に広げたということはありませんけれども、先ほど申し上げた毎秒10ミリ立米以上のポンプ所の沈砂池の機械設備の設置工事の元請けとしての施工実績というところで、20者ぐらいの会社が過去に要件としては該当するところがあったとは聞いております。

【若林委員】 そうすると、割と入札しているのが固定化された業者さんに見えるということで、それ以外の業者さん、参加資格があるのにほとんど入札していない業者さんというのが、どうして入札しないのか、できないのかという辺りがわかると、若干、競争性が高まっていくのではないかと素人目には考えます。そうした辺りで、何か取り組みをされていること、検討されていることはございますか。

【下水道局 中野課長】 今後考えられることは、入札参加資格をもう少し緩和するといったことは考えられるかと思えますけれども、現時点では対策はとっておりません。

【遠藤部会長】 よろしいですか。ほかに委員の先生のほうからは、ありませんか。あまり納得されていないようですが。

【森岡委員】 難しいですね。先ほどの詳細なヒアリングということで、それはもうそれぞれ今までのご経験の中でやられているのでしょうかけれども、素人的に見ると、辞退理由が仮にこうしたものが来た場合に、あなたのところにはもともと配置予定技術者というのは何人くらいいて、どこの案件に行ったからなくなったのかということまで突っ込んで聞きたいところではあります。みんなが判で押したように同じ答えだとすると、あまり生々しさがありませんから、詳細に書くと言っても、これが少し詳しくなる程度だと思います。そうした聞き方が可能なものなのか、それとも事業者さんはそんなものに答える理由はないという対応になることが多いのか、実態がわからないので、教えていただければと思います。

【遠藤部会長】 そこまで突き詰めて詳細を調査する覚悟のようなものがあるのか、あるいはそれがルール上、そこまで突き詰めるような権限が、発注者としてあると認識されているのかというようなことをお考えいただきたいということでしょうか。

【森岡委員】 はい。大体、まとめていただきました。

【岡村課長】 発注部署といたしましても、より多くの参加者に参加していただくというのは必要なことだと思っていますので、下水道局さんもそうですけれども、ほかもあわせて、辞退理由についてもう少し踏み込んだ形で議論できるかどうかは、話し合っていきたいと思っています。

【五十嵐部長】 私のほうから、補足します。先ほど電子調達システム上で書いてもらうことを、ある意味義務化しています。今回の事例がどうかということとはともかく、先生方からもご指摘がある、多数の参加希望がいて、結果として1者になった場合について、かつ、確かに落札率が99.9とか100に近いというのは都民に誤解されかねない状況という

こともありますので、今後、あまりにも辞退理由がおかしいといえますか、客観的に見て辞退理由を調査する必要があるということになれば、ある程度、そこはヒアリング等を実施していく必要があると思っております。どのような場合にそうしたことをしていくのかについて、財務局のほうでも少し検討いたしまして、今後の仕組みづくりの中に入れていければと考えています。

全ての辞退理由について、いちいち全部詳細に調べることには限界がありますので、怪しいものというのはどういうものなのか、都民が誤解するようなものはどうなのかをしっかりと類型化した上で、辞退は任意ですと言っている立場上、どこまで調査できるか、調査権限がどこまであるのかというのはともかくとして、事業者の協力を得てヒアリング等で聞いていければと思っております。

それから、今、これは事前公表ということでやっていますのでこういうことになっていきますが、事後公表になった場合、価格オーバーうんぬんについても、はっきりとしたものが出てくるかと思えます。事前公表では、役所が設定した予定価格より、積算したら高くなってしまったからということで辞退すると、役所に対して失礼なのではないかというような考え方をする事業者さんもいらっしゃるということを小耳に挟んだことがあります。今度は事後公表ですので、それは予定価格が合いませんでしたということで、選択肢をつくっても、今の簡易な入札のシステムの中で事後公表で予定価格は合いませんでしたというのもしっかりと選択できるようなものにしていきます。事後公表化に伴って、そういったようなことも出てくるかと思っております。

また、もう一つ申し上げますと、下水道局さんのこれがそうだったかどうかはわかりませんが、事前公表では、どちらかという申し込みの時点ではあまりはっきりとした設計図書のようなものはお渡ししないで、申し込みを締め切った後、指名ないし資格確認が終わった後に詳細な設計図面をお渡しするというのを、セキュリティなどいろいろな問題があってしていました。ですから、申し込みの時点では、金額がわかっても設計の内容の細かいところはわからないから、取りあえず申し込みます。そして指名された後、内容を見ながら検討していったら予定価格オーバーだとか、利益が取れないみたいなものがわかって辞退をしていくということにもなります。

今度は事後公表にしますので、最初からできる限り設計書をお渡ししようということで、昨年6月に始めたときにそうした申し合わせで取り組みを進めております。そうしたところも今後の入札の行動結果として、今後もこうした結果になるのか、もっと別な感じになって出てくるのかを、下水道局と共に注目して、事後公表化で、設計図書を希望段階でお示するというのでどういった効果が出てくるのか、そうしたことについてよく調べた上でやっていきたいと思っております。

【遠藤部会長】 議論、ご意見はほぼ尽くしているかと思えますけれども、やはりこれを見て、全体的な辞退率に比べて補足資料にある議案1の3年分のデータを見ると、ほかに全体を見て、こんなに辞退をしているのかどうかということと、あとは森岡委員からお

話がありましたように、2者応札しているときと、単独1者で応札しているときでは、これを見ると有意に落札の水準が変わっているとは言えると思います。

それから、平成29年度のデータ3つを見ても、どういう間隔でこれが発注されているかわかりませんが、技術者がいないというところが次のプロジェクトでとっているという感じもあります。やはりこれは、直接の発注者さんとしては、こういう状況であるということは十分再確認いただいて、今後の発注の中で適宜対応していただくことが必要かと思えます。

それから、この委員会の議事録でも、こうしたことに対して委員が注目しているということが伝わるような議事録の作成をしていただきたいと思います。問題がなかったとは思っていないという意識が伝わらないといけないと思います。委員の皆さん、このような感じでまとめたいと思います。

それでは、今、ここで本議案についてのまとめに入りたいと思います。運用状況については、特にここで明確な問題というのは指摘しませんが、今お話ししたようなことを議事録と、今後の発注行政の中でしっかり対応していただくということで、適正に行われているという確認を報告したいと思いますけれども、委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、特段の具申ということはずに、今のような結論にしたいと思います。それでよろしいですね。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 では、下水道局の皆様、ありがとうございました。今お話ししたような内容を意識して、今後、進めていただければと思います。ありがとうございました。

【岡村課長】 引き続き、同じ下水道局の2番をお願いいたします。

【遠藤部会長】 本議案に入ります前に、森岡委員より、自己の利害に関係ある事案であるという申し出が事前にございましたので、東京都入札監視委員会設置要綱第4条に基づきまして、議事に加わっていただくことはできません。よって、本件につきましては委員席より離席していただくということで、委員の皆様にご了解いただきたいと思います。

それでは、議案2の審議を始めたいと思いますので、説明をよろしく願いいたします。

【岡村課長】 それでは議案2の事業所管局でございます下水道局の出席者を紹介させていただきます。

【下水道局 武藤課長】 下水道局建設部設計調整課長の武藤と申します。よろしく願いいたします。

【下水道局 西山課長】 第一基幹施設再構築事務所の設計課長をしています西山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【岡村課長】 それでは、議案2をごらんください。こちらは、低入札価格調査を行った案件として抽出された事案でございます。件名は「千川増強幹線工事」です。工事の概要につきましては、1ページの資料のとおりでございます。こちらにつきましては、あわせてカラーのA3のものがございますので、ご活用いただければと思っております。

本件につきましては、入札契約制度改革試行前の案件でございます。予定価格につきましては事前公表、一般競争入札によりまして発注を行ったものでございます。希望者 21 者、指名者 21 者、応札者 20 者、落札率は 72.3 パーセントとなっております。説明は以上でございます。

【遠藤部会長】 それでは、本事案につきまして質問やご意見のある委員の皆様、よろしくお願いたします。

【木下委員】 工事の性質ですけれども、これは同じ下水道局ですが、先ほどのものと違って、一般土木工事ということではよろしいでしょうか。というのは、大変多くの事業者さんが入札をされているということで、そういう意味では工事の内容としては業者側から見て非常に魅力のあるというか、受注意欲の高い種類の工事と拝見したのですが、工事の性質がそういうものであったということで、よろしいでしょうか。

【下水道局 中野課長】 区分でいけば、土木工事ということになります。今回はシールド工法といいまして、地中で機械を回して穴を掘っていく形になっておりまして、実際にこのシールド工法を行う業者からは、こういった案件は人気が高いという状況になっております。

【木下委員】 人気が高いのとあわせて、72.3 パーセントという低落札ということになりました。拝見いたしますと、低落札の一番下を入れた大豊建設さん以外にも、大体、似たような入札価格ということになりますと、予定価格を事前公表していながら、こういうところで多くの業者さんが集まるということは、ある程度、予定価格の見積もりが、実勢の工事価格の見積もりよりも高めに出ているということはお考えになりませんか。

というのは、高めに出してしまうと低落札の事案がふえて、事務方としても、それから受注を希望する方も、非常に事務量がふえてしまうということで、適正な入札から言えば、低落が多いことも困ったものだと思いますので、見積もりの作り方についてご説明していただきたいと思います。

【下水道局 中野課長】 今回、低入の調査を行った結果、主に受注者と協力会社の長年の取引実績とか他業者との連携等によって、大幅な材料費の減少を図れたことが、今回安くなる原因となっております。

ただ、見積もりを徴取した時点では、そういった協力会社から仕入れられるといったことについては、なかなかコスト削減要素は反映できないという状況のために、必要な金額を単純に積み上げた金額でしか算出できなかったかと思います。

【遠藤部会長】 よろしいですか。

【木下委員】 はい、結構です。

【遠藤部会長】 ご質問、いかがですか。よろしいですか。

【岡村課長】 補足でございます。29 年度の同じシールド工事の平均落札率を調べておりますけれども、一律に低いというわけではございません。16 件ですが、平均落札率は 90.60 ということで、事案によってばらつきがあるという認識でございます。

【木下委員】 ありがとうございます。

【遠藤部会長】 そうすると、この案件については、今のご説明を伺うと、応札者が多数出て、それで随分低入の落札者が出たと。ほかの案件で言うと、今 90 パーセント程度というお話がありましたけれども、それは入札契約制度の各構成工事費の組入率とか、そういったものは同じ状況の中と考えてよろしいですか。

【岡村課長】 同じ幹線のシールド工事で抽出していますので、設計の考え方は同じだと思っております。

【遠藤部会長】 そうすると、この工事は低入で、かつ、工事の履行が可能ということの問題ないと思えますけれども、今のご説明では、どのような競争状態で、平均値といってもどのようなばらつき具合かはわかりませんが、逆にほかの工事では問題がないかという心配もします。その辺は、ざっと眺めていかがでしょうか。

【岡村課長】 希望者につきましても、やはり多いものから少ないもので、案件によって多い少ないというのは、人気、不人気はございます。

【遠藤部会長】 木下委員のほうからご質問がありましたように、応札した 21 者のうちのほぼ全部が予定価格よりもかなり低い価格で応札しているというものが今ある中で、全体は平均が 90 パーセントという……。

【岡村課長】 90 パーセントというお話をしましたけれども、シールドではないものも混ざっていますので、今、確認します。

【遠藤部会長】 はい。

【下水道局 武藤課長】 90 の根拠は、個々には私のほうでもあれですけども、一般のシールド工法と申しまして、規模とかシールドの径の大きさ、長さ、あと、工事ではスタート地点と、シールド工法というのはどうしてもゴールは地上部の工事が出てきます。その地上部が非常に施工環境上厳しければ、業者にとっては厳しいという判断もあつたりします。要は、施工環境というものです。そういったものが種々からみますので、一概に、例えばこれでどうかというのは、我々の中でもなかなかその根拠というのは難しいかと思えます。やはり、先ほど冒頭で申しましたように、いろいろな状況を見まして、業者が長年の関係の中でいろいろな材料費で安くできるとか、そういったところがあると思えます。

【岡村課長】 今見たところ、やはり比較的希望者が多いというのが見受けられますが、落札率については、高いものと低いものが混在しているというのが挙げられます。

【遠藤部会長】 今のご説明でよろしいですか。

【木下委員】 恐らくこの工事は、多分、設置場所というか工事場所も比較的都心部とか条件が良くて、希望者も多くて、しかもいろいろな事情で公表された予定価格より低い価格でできるということに多くの業者さんが気が付いて、そこで低めの価格で競争になって、なおかつ低入についての調査にも耐えられるという自信が皆さんあつたので、こういう価格で入れられたのだと思えます。その意味では、競争性の確保や工事の入札成績とし

ては良かったのだと思います。以上です。

【遠藤部会長】 若林委員、よろしいですか。

【若林委員】 はい。

【遠藤部会長】 言わずもがなですけれども、やはり工事の難しさとか工事の状況によって予定価格が応札者にどのように見えるかというのは、これも一応、安定していたほうが望ましいということです。この工事はすごくおいしそうで、この工事はすごく面倒くさそうでコストが高くなりそうだというようなことが、今のご説明では予定価格にできれば反映しているということのもとで、適正な、できれば安定した競争状況のもとで運営されているということが、これはなかなか理想を言っているだけですけれども、そうしたことが望ましいのだらうと思います。

やはり、極端に低い低入にかかわるようなものと、多分、平均が 90 ということで、もっともっと高いものもあるのだらうと思います。最高は幾つですか。やはり、99.9 が出てくるのですか。

【岡村課長】 今見たところだと、高いものは 98 パーセントがございます。

【遠藤部会長】 同じ積算基準でやっているとする、その辺もある程度、あるレンジの中で数字が出てくるような状況が理想としてはあるということは確認した上で、今後、発注のほうを、発注時にいろいろな配慮をしてやっていただきたいと思います。よろしいですか。

【遠藤部会長】 それでは、ここでいったん本議案についてのまとめに入りたいと思います。運用状況等につきましては、先ほどと同じように、やはり今出たようなご意見は議事録のほうにしかるべき記述で盛り込んでいただくということで、特に問題はなく、改善等に係る意見の具申はせず、審議結果として入札及び契約手続等が適正に運用されているという報告をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 それでは、下水道局の皆様、ご説明ありがとうございました。退室をお願いいたします。森岡委員、委員席のほうにお戻りください。

委員会の設置要綱といますか運営要綱では、委員の何人がアクティブでなければいけないのですか。委員の方から 2 人離席したいというのが出た場合、その案件は審議できるのですか。

【五十嵐部長】 できます。一応、半数以上いればオーケーということになっていますが、3 人しかいなくて 2 人抜けてしまうとどうするのかは、ちょっと……。そのときには事前に、森岡先生のようにお申し出いただくと。

【遠藤部会長】 委員の先生方は、そうした案件が選ばれた時点でお伝えいただくということをお願いします。

【木下委員】 わかりました。

【森岡委員】 あまりないと思いますけれども、たまたまです。

【遠藤部会長】 はい。では、準備はよろしいでしょうか。

それでは、議案3の審議を始めたいと思いますので、説明をよろしく願いいたします。

【岡村課長】 それでは、議案3の事業所管局でございます建設局の出席者を紹介させていただきます。

【建設局 大野課長】 建設局総務部用度課長の大野と申します。よろしく願いいたします。

【建設局 吉原課長】 河川部改修課長、吉原でございます。よろしく願いいたします。

【建設局 山本課長代理】 同じく改修課課長代理、山本と申します。よろしく願いいたします。

【岡村課長】 それでは、議案3をごらんください。こちらは、1者入札案件として抽出されました事案で、件名は「綾瀬川護岸耐震補強工事（その28）」でございます。工事の概要につきましては、1ページの資料のとおりでございます。こちら、カラーの工事概要をあわせてごらんいただければと思います。

本件につきましては、入札契約制度改革試行案件でございます。予定価格につきましては事後公表、一般競争入札により発注を行ったものであり、希望者4者、指名者4者、応札者1者、落札率につきましては、98.5パーセントとなっております。また、こちらにつきましても補足資料の2枚おめくりいただいて、議案の3がございますので、あわせてご参照いただければと思っております。説明は以上でございます。

【遠藤部会長】 それでは委員の皆様、ご質問、ご意見をいただければと思います。

【木下委員】 この工事は補足資料を見させていただいているように、長い川に沿って工区を区切って、年度を分けて護岸工事を続けて行っていくという工事なので、繰り返し同じ共同企業体が行っているということもあって、このような資料をつくっていますね。今回、落札したりんかい日産・神洋建設共同企業体というのは、そういう意味では繰り返し応札し、そして、少し組み合わせは違いますが、受注しているようです。この手の工事だとよくありますけれども、工事事務所に近くに一旦置いたら次の工事もとやすいという優位さはあるかと思いますが、何区間かをしたときに、新しい業者さんに入ってもらえることが中心なのか、それとも、やはり慣れた工事ということで、同じ業者さんの繰り返しについて考えていらっしゃるのでしょうか。それは入札ですから、指名希望が出ればそこを指名されるのでしょうか。その点の考え方は、いかがなのでしょう。こうした長い期間続けて分区していく工事というのは、これからもあると思いますので、そうした対応の方針があればお聞かせいただきたいと思っております。

【建設局 吉原課長】 特に基本的な決まった対応方針はございませんけれども、やはりノウハウのある業者さんであれば、高い品質の工事をさせていただくことが期待できますので、そうした点から、結果的になりますけれども何回もいただいて、品質の高い成果が得られるかと思っております。

【遠藤部会長】 木下委員、よろしいですか。

【木下委員】 はい、結構です。

【遠藤部会長】 ほかはいかがでしょうか。森岡委員。

【森岡委員】 今、木下先生から話がありましたけれども、長い区間を分区していくと言いますか、分ける基準というのは、ここからここまでが一区切りという、何かルールはあるのでしょうか。

【建設局 吉原課長】 特に決まったルールというのはございませんけれども、例えば今回の所は、橋ですとか、いろいろ関係する管理者がございまして、その管理者との調整がある一定区間終わったところで工事を出します。この綾瀬川の工事につきましては、平成33年度を目標といたしまして、なるべく早く出したいということもございまして、調整が終わった区間から順次、早めに出したいということもございまして、そういった意味で、結果的な区切りと考えてございます。

【森岡委員】 より多くの業者さんに入ってもらうために細かく切るといった発想で区切っているわけではないのですか。

【建設局 吉原課長】 中小企業さんの関係も、結果的にはございます。例えば長いロットで出せたとしましても、結果的に早くできないということがございますけれども、中小企業さんの育成という観点も、結果的には入っていると考えてございます。

【遠藤部会長】 森岡委員、よろしいですか。

【森岡委員】 はい。

【遠藤部会長】 若林委員、何かありますか。

【若林委員】 20番台の護岸工事と250番台の工事とでは、東日本大震災以降、新たに耐震対策に着手する箇所と、既往計画により、もうすでに実施している所について工事が必要な箇所と分かれています。

これについて工事の難しさとか請け負える業者の制限があったり、あるいは既往計画で既に実施済みの所に追加で行う工事については、従前の工事をしたところがとりやすいといった事情はあるのでしょうか。

【建設局 吉原課長】 大震災以前と後について、特に難しさは変わらないといえますか、追加工事という形で新しく必要なものを追加で出したということで、特に困難性に遜色はないと考えております。

【若林委員】 それが原因で、特に技術者の配置が難しくなったということは考えられないということですか。

【建設局 吉原課長】 そうですね。それが原因でということは考えられないと認識しております。

【遠藤部会長】 この工事でもといいますか、3者が辞退していて、配置技術者が別工事ということで配置できなくなったと、最近よくある辞退理由であります。この辺について、業者さんが言ったことをそのまま受け取る以外に何かこうした理由が出てきて1者

応札になってしまうのであれば、特にこれは改革後でございますので、手を挙げた人が複数いれば応札者が1者でも入札は成立するという制度でございます。今となつては、辞退理由についてはより精査が求められたという時期のプロジェクトだと思います。これについては、特段、何か意識してされたことはございますか。

【建設局 吉原課長】 そうした意識もありながらヒアリングはしていますけれども、特異な例で申しますと、護岸の耐震補強工事につきましては、平成33年度までに終わらせるという10カ年緊急対策事業のような中身でございます。それに基づいて、年間非常に多くの工事を出しております、なおかつ、受注できる業者というのは限られているところから、業者さんの中でも技術者を確保するのが非常に高いハードルになってきていると考えているところでございます。そうした意味で、出したときに辞退される理由が、技術者が確保できなかったというのはやむなしかと、発注する側としては思っています。それにめげずに発注する側もどんどん出して、技術者さんがうまく確保できるようにと考えているところでございます。すみません、答えになっていないかもしれません。

【小出課長】 契約部署の立場から補足をさせていただきますと、この案件に限らないですけれども、建設局の場合は積極的に総合評価を取り入れているということもありますが、仮に1つ、1者以下中止だとか不調ということになると、再発注するにはヒアリングを行っています。1者以下中止になってしまうと特に0者のときは、誰に聞いていいのかわからないということがありますが、例えば開札までいって不調の場合は、技術者不足といった一応辞退理由ではありますけれども、もう少し踏み込んで聞いてみると、発注図書に分かりづらいところがあったとか、施工現場の上に首都高があつてやりづらいとか、本当に技術者が、予定したのがいたが、たまたま別な工事に決まってしまうと当該案件には参加できなくなった等です。

あとは価格超過、自社の積算をしてみるともう少し金額がいきそうだとか、先ほどから出ている現場環境が住民との関係で非常に困難が予想されるといったような事例も、よくお話を聞くことがございます。その際、再発注の際には、例えば総合評価を外してみても、それはどちらかというともろ刃ですけれども、品質を高めるために総合評価というものを事前に1回目は付けてやるのですが、ただ、総合評価、技術実績型というのは技術者の配置得点といったことで自社の点数が決まってくるということもあつて、持ち点が比較的少ない業者さんには、なかなか参加してもとれないという行動もある場合があります。ですから、一旦それを外して再発注してみようとか、そのようなことを努力としてはやっております。以上です。

【遠藤部会長】 ご意見は出尽くしましたでしょうか。それでは、ここで一旦、本議案につきましてのまとめに入りたいと思います。運用状況等について、何か特に問題がないということであれば、今回、改善策に関わる意見の具申はせず、審議結果として入札及び契約手続等は適正に運用されているという報告を行うことといたします。

あるいは、何か改善の必要がある場合には、審議結果の報告を行うと共に、その改善等

に関わる意見について、知事に意見の具申を行うこととなります。委員の皆様、ご質問いただいた内容は議事録に残しますので、適切に運用されているという判断をしてよろしいでしょうか。

(異議等なし)

それでは、本件につきましては、今のような結論にさせていただきたいと思います。建設局の皆様、ありがとうございました。

それでは、議案4の審議に入ります前に、10分間の休憩を取りたいと思います。進行が早めに進んでおりますので、今、15時32分です。では、今から10分間休憩を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(休憩)

【遠藤部会長】 それでは、10分経過いたしましたので、ここで再開させていただきたいと思います。

では、議案4の審議を始めたいと思います。説明をお始めください。よろしくお願いいたします。

【岡村課長】 それでは、議案4の事業所管局でございます総務局の出席者を紹介させていただきます。

【総務局 島倉課長】 総務局大島支庁の総務課長、島倉でございます。よろしくお願いいたします。

【総務局 朱宮課長】 総務局大島支庁産業課長の朱宮と申します。よろしくお願いいたします。

【総務局 庄司課長代理】 総務部企画経理課課長の芝崎の代理でまいりました課長代理の庄司と申します。よろしくお願いいたします。

【岡村課長】 それでは、議案4をごらんください。こちらは同一事業者によります長期継続受注事案として抽出された案件でございます。件名は「阿土山林道災害復旧工事」でございます。工事の概要につきましては、タブレット上の1ページ、1枚目の資料のとおりでございます。工事概要につきましては、3からのものもあわせてごらんいただければと思っております。

本件につきましては、入札契約制度改革試行案件でございます。予定価格は事後公表、希望制競争指名入札により発注を行ったものでございまして、希望者6者、指名者6者、応札者6者、落札率は99.2パーセントとなっております。説明は以上でございます。

【遠藤部会長】 それでは、この案件につきましてご質問、ご意見をよろしくお願いいたします。どうぞ。

【若林委員】 こちらはこの会社がずっと落札しているという案件でして、特に今回については、最初の入札金額があつて、その後3回入札を繰り返して落札したものの、その後契約変更で、結果的にはもともとの入札金額より高い金額で最終的に契約しているということになっています。

これは事前にも伺ったのですが、従前にもこの事業者が落札した後で契約変更で金額が上がっているという状況はあったのでしょうか。

【遠藤部会長】 今のご質問の趣旨が伝わりましたか。

【若林委員】 趣旨としましては、今までずっと同じところが落札をしていて、今回も契約変更があった理由というのが、道から予知しなかった岩等が出てきて工事が金額内で収まらなくなったということがわかって、金額が上がったという事情だと伺いました。同様の工事がずっと続いているわけなので、同じような事態は過去にもあったのではないかと思います。その都度、低い金額で落札はして、ただ、後から道路からいろいろと出てきます。それで結局、その都度契約金額を上げてあげましようという状況が何年も何年も繰り返されていたら、結局この事業者としたら、どっちみち後で上げてくれるのだから最初は低い金額で応じておいても、とにかくとってしまえば勝ちであるという状況が生じてないかと懸念しての質問です。今までの状況というのは、どのような状況でしょうか。

【総務局 朱宮課長】 本件の阿土山林道工事の過去の案件に係るものについては、具体的には今は即答できませんけれども、同様の林道工事におきましては、平成 29 年度に林道工事は 33 件ございまして、20 パーセント超の増額変更は、本件を含めて 2 件ございました。その他は悪天候、災害、台風、豪雨等による工事延伸追加測量、水量調整など軽微なものでございます。

【若林委員】 その 20 パーセント超の 2 件というのが、この梶野組が落札している案件になりますか。

【総務局 朱宮課長】 1 件はこちらが該当なので梶野組でございしますが、もう 1 件は他の島でございしますので、同社ではございません。

【若林委員】 28 年度以前というのは、状況は今はわからないということですか。

【総務局 朱宮課長】 今手持ちのものがございませんので、即答は、申し訳ございません。

【若林委員】 その辺りを追加で調べていただけると、ありがたいです。

【総務局 朱宮課長】 かしこまりました。

【遠藤部会長】 よろしいでしょうか。

【木下委員】 島しょ部の事案なので、島の中にある業者さんの数が少ないことや、島の外からは業者さんが来にくいということで、どうしてもメンバーが固定化してしまいます。そうすると、要するに知り合いの業者さん同士ということで調整的な行為をしやすいのではないかと疑うので、今回、同一事業者の連続落札というのを問題視しました。

一方で、これを見ますと毎年のように災害復旧工事があるということで、こうした災害復旧工事の形ではなくて、本格的に林道を整備するような形で工事を発注するという考え方はないでしょうか。この写真を見ると、だいぶ林道が古くなっているので、何かあれば災害復旧が必要だろうけれど、こうしたつぎはぎ的な工事の発注ではないことをお考えに

なっていないのかということも、その点をお願いします。

【総務局 朱宮課長】 本件工事につきましては、名称は分類上災害復旧工事となっておりますが、いわゆる台風等の特定の被災に起因して実施している同一の工事といったものではなくて、付与されております予算の中で、その時点のそれぞれの被害状況というか劣化状況等を踏まえて個々の修復を実施しているものでして、同一の所をずっとやっている性格のものではありません。

また、こうした林道の擁壁や道路といったものは、経年劣化等で定期的な改修が必要になるものでありますが、この阿土山林道の特性として、奥に廃棄処分場があります。こちらは常時村民が使っているものですので、一度に一気にやるのが著しく困難であるということで、毎年、優先度の高い場所を少しずつ施工しておるところでございます。それも性格的には、抜本的な大規模な工事というよりは一時補修的なところに近いものでございます。

【森岡委員】 今回、結局3回目の入札までかかっているわけですが、予定価格が少し低過ぎたということか、ずれがありました。結局は、先生のご指摘があったとおりに最後に価格変更がされているわけで、その点は事後的に見られて予定価格の立て方がどうだったのかということはあるのでしょうか。

【総務局 朱宮課長】 起工に当たりましての予定価格の積算につきましては、それぞれ材料等々、労務単価、それぞれ適正に見積もった上での金額であると認識してございます。その後の変更についてでございますけれども、こちらについては起工段階では判明し得なかった事由に基づいて変更したものでございまして、そういったやむを得ないまれな事由でございまして、その時点で、起工時点では予定価格の積算が過少であったという認識は、私どもとしては持っておりません。

【森岡委員】 これは電子入札ですか。

【総務局 朱宮課長】 はい。

【森岡委員】 電子入札の前の1回目が不調で2回目が不調で、3回目というのは、どういったやりとりなのですか。メールみたいなものが飛んでくるのですか。電話とか、そうしたやりとりはあるのでしょうか。

【総務局 島倉課長】 こちらにつきましては、システムを使ってやってございます。

【森岡委員】 時間的には、同じ日のうちで1回目が10時、2回目が11時45分、3回目が15時半と、もうその日に淡々と入っていくと。業者さんとしては、初め1,900とかで入れていて、最終的に1,450まで落とすわけなので、これで本当に大丈夫なのかといういろいろな心配はありそうですけれども、そんなに早く判断するものなのかというくらいです。

【総務局 島倉課長】 これまで、明確に何時にという決まりはありませんけれども、これまではおおむね10時とお昼、15時ということで2時間ぐらいの間隔をとりまして、その間に考えていただくという形でやってございます。

【森岡委員】 わかりました。ありがとうございます。

【遠藤部会長】 委員の皆様、よろしいですか。この案件につきましては、今も委員の皆様からお話がありましたけれども、まず1つは、3回目の調書が見積経過調書となっておりますけれども、これは入札であった、3回目に入札したと。操作上の間違いがあったと伺っていますけれども、そうしたことは書類間の不整合につながりますので、今後、お気を付けいただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、新しいルールのもとでやられているので、第1回の入札経過調書については落札金額はないので、当然、調書上、予定価格も示されていないということです。第2回は、これは予定価格を事前公表して入札を行っているということですね。

【荒山課長】 違います、事後公表です。

【遠藤部会長】 これは事後ですね。ということは、ここに予定価格が、第2回入札調書に入っているというのは、何を入れているのですか。第1回と第2回の書式が違うというのは、どういうことですか。今気が付いたのですが、第1回と第2回で、書式の予定価格のところが、これはどうしてですか。

【荒山課長】 まず、制度上は1度目に入札を行って不調になった場合は、予定価格超過の場合は一番低い応札額が出ていまして、システム上、相手側には、その応札額よりも低い額で2回目の応札をお願いしますと通知されます。それで、その段階で予定価格は事後公表の中でやっておりまして、それでも今回の場合はもう1回予定価格超過になってしまったので3回目に移行したという流れになっています。

それで、ここの入札経過調書上に予定価格が、2回目のところに出ていますけれども、これは3回目が終わった後に出ているものでございまして、2回目が終わった段階でこの数字が出ているものではないということでご認識いただければと思います。

【遠藤部会長】 だとすると、第1回目の調書のところにその数字が出ていてもおかしくない気がしますけれども、これはひょっとして、3回目が見積もりになったから2回目の調書にデータが入ってしまったということですか。

【荒山課長】 これはお話があったように、表示上3回目の見積超過調書ということで、操作を間違ってしまったということで入札経過調書上に出ていますけれども、実際の現場におきましては、2回目が終わった段階で金額が出ている形で次の3回目の入札というように移行したわけではございません。ここの数字上の見え方としては少しおかしい不整合になっておりますけれども、その実際の動きとしては、2回目の入札が終わった段階で予定価格が見えない中で3回目の入札に入っていたいただいた状況でございます。

【遠藤部会長】 これは、調書自体は全て入札が、一連のものが終わった後に公表されているものですから、途中でどんな操作をしたとしても、これを見て予定価格が応札者にわかってしまうことは、手続の中ではなかったということは確認できますね。

【総務局 島倉課長】 おっしゃるとおりです。

【遠藤部会長】 しかし、やはり第3回が見積もりになってしまったということで、そうした書類の不整合が起こっているというのは、あまり望ましいことではないかと思

ます。

それから、森岡委員からもご指摘がありましたけれども、3回目の入札で業者がここまで下げられた理由は何なのかというところが、今、4時間あって検討してもらったということがありますがけれども、検討した結果と言いますけれども、予定価格がこの段階では第3回ですから、第3回の場合は予定価格は公表しているのですね。

【荒山課長】 いいえ。こちらは、全部予定価格は事後公表です。

【遠藤部会長】 全部、事後公表ですね。

【荒山課長】 ええ。

【遠藤部会長】 そうですね。それでもなお、1回、2回の数字からかなり下がっていることの理由がなぜなのだろうというのが、委員の皆さんもきっと思っているのではないかと思います。そこはどうですか。

【総務局 島倉課長】 これまでも、支庁におきましては再度入札は2回までということで、3回ということをやっております。大島支庁管内で申し上げますと、それぞれの各業者さんとも非常によく工事設計書の開示請求ですとか、あるいは、工事設計の情報情報提供ということをやっております、かなりお勉強されているというのが実態でございます。開示請求の件数でいきますと、昨年度で87件大島支庁管内からあつたりですとか、工事設計書の情報提供で言いますと、申請が100件で、開示した工事の本数でいけば300本ということをやっております。そうした中でそれぞれが検討する中で、業者さんとしては、やはり1円でも高く落札したいというのが当然のことでございますので、3回目というところにはかなり現実なところに落ち着いているところで、こうした額で検討された上で入札をされたと理解してございます。

【遠藤部会長】 委員の皆様、納得されましたか。それでしたら、最初から情報公開請求でわかっている水準の入札をしても、過去5年で見ると、今回はかなり工事費が、対前年と言うと倍以上になっています。そうした中でいい工事が出たということで、十分精査してそうした情報をお持ちであれば応札してきそうな気がします。

2回目から3回目に移行する間の4時間ぐらいの間にそうした判断がどうしてできたのかというのは、普通に考えて少し疑問に思うところだと思いますけれども、その点についてはいかがですか。

【総務局 島倉課長】 再度入札は2回までということで、今回は3回目が最後ということでございます。業者さんとしては、これが最後だということでぎりぎりのところまで判断をされた上でこの価格を入札されたものと認識しております。

【岡村課長】 あと一つ、いいですか。補足させていただきたいのですけれども、これは施行後案件ですので、今まではずっと事前公表で札を入れていましたけれども今回事後になった関係で、業者もそこら辺の価格の適切なものというのがわからないままというのも考えられるかというところがございます。

【遠藤部会長】 それが3回目に至っては、なぜかなり近い数字が入れられたのかとい

う根拠が、試行で3回目だからかなり精度の高い数値を入れたというだけでは、それを繰り返して言われても、説得性がないと思います。

【岡村課長】 あと、今総務局のほうから説明がございましたように、原則、再度入札は2回までですので、最後の段階で一番業者が限界の価格まで落としたというの、補足として考えられるかと思えます。

【森岡委員】 再度入札は2回で、これで不調になるとどうなるのですか。

【総務局 島倉課長】 不調になると、そこで一度打ち切りになりますので、工期が取れる場合にはもう一度、再起工するといったことが考えられます。

【森岡委員】 その場合は、例えば予定価格を見直すとか、そういうこともあるわけですよ。実際に入札者の考えとかなり乖離があったわけですから。

【総務局 島倉課長】 そうですね。もう一度中身を精査した上で実施ということになるかと思えます。

【森岡委員】 私が梶野組だったら、これを不調で流して、もう少し予定価格が上がることを考えようとかすると思いました。ですから、先ほどコミュニケーションと聞いたのは、これは何ともやらなければいけない仕事だから、どうか受けてくださいというやりとりがあるのかと思ってしまったのですけれども、そうしたことは入札だからないということでしょうか。

【総務局 島倉課長】 もちろんでございます。

【若林委員】 そうなると、やはり後で上げてもらえるという期待があったのではないかという邪推をしてしまうのが一つと、入札を3回する経過のやり方を事前に伺ったのですけれども、1回目でもまだ落札はできなかったけれども、最低金額はこれでしたというのが出た時点で、梶野組としては自分が最低金額だったのだというのがわかるわけです。事後公表という中で、自分と全く同じ金額をたまたま入れた事業者がもう1者いるというのはあまり考えられない中で、自分しかいないというのがわかってしまう状況で第3回をやるわけなので、いろいろな委員からお話があるように、ここまで1回目、2回目は100万くらいしか下げている中で、どうして一気に400万も下げたのでしょうか。

不調で流れてもう一回入札が行われていけば、自分が一番低い金額が出せる事業者なのだから、次はもう少し高い金額でとれるのではないかという期待を普通は持つのではないかと思われる中で、どうしてここまで思い切った数字を3回目に出したのかというのは、やはり疑問がずっと残ってしまう部分かと思えます。

そうした中でも、今までの過去にどれだけ契約金額の変更があったのかというのをもう一度調べて、精査したいと思えます。

【総務局 朱宮課長】 補足いたします。今回、こちらの開札日時が11月30日でございます。治山工事が、こちらは年度的にはかなりぎりぎりの段階で実施をしております。もしこちらが3回不調ということになりまして工事を一旦打ち切るという形になりますと、手続上も既に年度内はほぼ確実に間に合わないというところで、当該年度工事とし

て、先ほど可能性を申し上げたような、つり上げてもう一回とろうというようなところは、本件についてはおおよそ採用し得ない事態でございます。

加えて、先ほどの契約変更の話についても、こちらは説明の中で、工事を進めていく中で外見的な測量ではわからなかった部分、掘ってみたら土が非常に硬くて、それを取り出して岩を運ぶ必要があったといった事象に基づいてふやしたものでございますので、こちらについては非常にレア、まれというような事態でございまして、そこを狙ってというか、そういったものをとろうというところに関しては、現実的にはかなり考えにくいものという認識でございます。

【五十嵐部長】 この案件ではありませんけれども、不調の後再発注のときに、予定価格をどの程度見直すかという話があります。定型的・標準的な工事だと、結局、2回目になってもほとんど予定価格の見直しはしないで出すこともあります。事業者の入札が高値だったからといって、こちらの予定価格を根拠もなく上げることはできませんので、それはケースバイケースだと思っています。

【森岡委員】 なるほど。

【遠藤部会長】 私は、今の一連のお話を伺う中で裏をずっととっていくと、今、あり得ないと言われた筋書のようなものがあるのではないかと思います。小説家でしたら、そのようなことを思うのではないかと。失礼ですけれども、一般納税者の方がこのあらすじを全部聞いたら、そのように思われる可能性もあるのではないかという危惧を、正直言って持ちます。

やはり、先ほどお話があったように、2回目から3回目に行くところに見積りのボタンを押し間違えたというところも、そうしたこともあったのだなと思います。それから、その間が4時間もあって、かつ、その後、そこで業者の方々がそれを理解してぎりぎりのところで札が入ったという事実、それから、その後工事の変更があって、12月に契約をして3月1日に変更があるので、その中で実際に工事がどんどん進行していく中で、発注者側としても工事の特性のようなものを理解していったこのような契約変更につながったと思います。けれども、結果的に言うと、もともと入札していた金額に近いところで工事が落ち着いているというところもあります。やはり緊急を要する工事だということはよくわかりますけれども、そもそもの背景として、ずっと1者がこの工事を受注し続けてきているという背景の上に、この審議がなされているわけです。

ですから、いろいろな条件違いがあるからそれを読み間違えたということがあまりないだろうというコンディションのもとで、災害復旧工事ですからそのたびに工事の条件が変わるというのも一方ではありますけれども、そうした外形的なことを考えたときに、こうした遠隔地といいますか、市場と仕事の間接性がある種特殊な状況下では、より一層の入札の透明性とか、業者決定のプロセスの適切さが担保される必要があります。これについてはもう待たないといいますか、同意していただけたと思いますので、今後、今回のようなこと、文書上の不整合とか手続の間違いもあったわけですが、そうしたことがない

ように、そういう疑念を持たれることがないような適切な進め方に配慮していただきたいと、私は今の取りまとめとしてご意見申し上げたいと思います。ぜひ、その辺を委員の皆様にご賛同いただければ、そうしたことを議事録に残していただきたいと思います。

そうしたプロセスの間違いがいあったということは、やはりしっかり書いていただいて、かつ、予定価格の適切な設定です。工事の変更額が工事費全体の 1.5 倍までなっているわけです。そうした変更というのは、災害復旧工事だから難しいというのはよくわかりますけれども、事前の目視調査等によって、そのところはしっかりしていただいたほうがいいのではないかと思います。委員の皆様、何か追加してごさいませんか。

【遠藤部会長】 よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 それでは、今、私が申し上げたようなことを簡潔にまとめていただいて議事録に残していただくことで、この案件については適切に運用されているという判断をしてよろしいでしょうか。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 はい。ということで、この案件につきましての審議を終わりたいと思います。総務局の皆様、ありがとうございます。退室をお願いいたします。

それでは、ここから議案 5 の審議を始めたいと思いますので、説明を始めてください。よろしくをお願いします。

【荒山課長】 それでは、議案 5 の事業所管局でございます中央卸売市場の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いします。

【中央卸売市場 石橋課長】 中央卸売市場財務課長の石橋と申します。今日は、よろしくをお願いします。

【中央卸売市場 山本課長】 同じく中央卸売市場の環境改善担当課長をさせていただきます。どうぞよろしくお申し上げます。

【中央卸売市場 谷内課長】 建築技術担当課長、谷内と申します。どうぞよろしくお申しいたします。

【荒山課長】 それでは、議案 5 のほうをごらんいただければと思います。

社会的注目案件として抽出されました事案でございます。件名は「29 豊洲市場 6 街区地下水管理システム機能強化対策工事(その 2)」でございます。工事の概要につきましては、A 3 のペーパーがございますので、こちらのほうをごらんいただければと思います。

本件は、入札契約制度改革試行の案件でございます。当初、予定価格事後公表の希望制指名競争入札にて発注いたしましたところ応札者がゼロで、1 度不調になっております。2 回目、事前公表にして希望制指名競争入札により発注を行いまして、希望者 2 者、指名者 10 者、応札者 1 者、落札率は 100 パーセントとなっております。

また、補足の資料がございます。補足資料のほうの 3 ページ、4 ページ、それから次の議案の分も含めて、こちらのほうに資料が入っておりますので、ごらんいただければと

思います。

3ページのほうは、豊洲市場の一連の追加対策工事が全部で9件ございますけれども、こちらの入札の状況等につきまして、4ページにつきましては、この議案5と議案6の案件について、予定価格ですとか契約金額なども記載したものであるということで、その部分を抜き出したものでございます。説明は以上です。

【遠藤部会長】 それだけ注目案件でございます。以後、皆様からご質問、ご意見、よろしくお願ひいたします。

【木下委員】 この案件については、そもそも入札希望者2者のところを指名で追加して、要するに入札者をふやしたけれども、やはり辞退者が出てしまったという案件だと思います。まず社会的に著名な事案であると同時に、最初に不調や中止ということで、非常に工期的にも厳しくなっているので、実際、現実に入札者の指名をふやしたことが、どんな意味があったのだろうかということについては、解説をしていただきたいと思ひます。

【小出課長】 では、契約一課のほうで発注しておりますので、私のほうからご説明いたします。

この案件に限らず、基本的に指名選定のことで、一般競争入札ということではなく、希望制指名競争入札の場合は、原則10者を指名することとしております。したがって、希望者が10者に満たない場合は、今回の場合であれば2者希望者ということなので、8者を任意選定で選ばせていただいております。

【木下委員】 要するに、原則そのルールだからそのとおりにしましたということですが、この事案の経過から言うと、その原則どおりにすることに果たして形を整える以上の意味があったのかということについてのお考えを、お聞かせいただきたいと思ひます。

【小出課長】 この事案というか、実際に入札にできるだけ多くの方に参加していただきたいという趣旨でございますが、もとより、最初から特命というような話も、何回も議論として出ておりました。ただ、工事の性質上、この人しかできないという工事ではないというところは起工側からも出ておりましたので、通常どおりの入札で出させていただきます。

その中で、やはり任意指名というのは、我々は無駄なことではないと理解しております。というのは、その事案を指名をもらうことで知り得るということもございまして、また、全体の中で契約一課がやっている案件では、5パーセント程度は任意指名をした方に結果的に落札していただいているという経験則もございまして、そうしたことも踏まえまして、あとは選定のルールから照らし合わせまして、任意選定をしないという結論には至りませんでした。

【五十嵐部長】 あと、大前提として先生方にも事前にご説明差し上げているかと思ひますが、背景としましては、社会的に新聞報道もされていますが、延期された市場の移転開場の日程を決めるに当たって、地下水の安全性を高める追加対策工事の契約がいつでき

て、きちんと開場までにできるのかというところが、ある意味、条件になっていたという状況でした。その中で、契約部門としてみると、1回目に不調があっても確実に開場までに間に合う工事を施工しなければなりません。不調になればいつまでもずるずると入札していてもいいという状況ではございませんでしたので、そういった中で、できる限り2者しか希望がないから2者だけでやってしまおうということではなくて、希望者以外も指名し、少しでも不調にならないようにということで、任意選定は、今回は原則どおりさせていただきます。

【森岡委員】 6街区の10月30日の調書というのは、今回は付いていないのですか。

【五十嵐部長】 恐らく、資料の中にそれに類するものがあると思います。概略というか、細かいものは出ていませんけれども、あります。今、もうごらんになっていますか。

【森岡委員】 はい。今、それを見ながら伺っていて、希望者と入札者は、10月30日と12月11日は同じだったのだろうかとか、その辺が気になったくらいです。

【荒山課長】 タブレットの、議案の22ページの一番最後が1回目の入札調書です。

【森岡委員】 清水は、ここには入っていないですね。

【遠藤部会長】 今、森岡委員から、なぜ清水がないのですかというご質問が出たと思いますけれども、それは重要なところかと思えます。それは、森岡委員、質問されますか。

【森岡委員】 今、大体そういうところでしたけれども、これは、もともと建物を清水建設が造ったのですか。

【小出課長】 6街区はそうです。

【森岡委員】 6街区は清水担当で、1回目の希望者にも指名にも、清水は入っていませんでしたということですか。

【小出課長】 当初の指名のものに……。

【荒山課長】 当初、こちらは清水建設さんは希望がありませんでした。それで、これは一般土木工事ということで、今回は指名をする中で入れていないという状況でございます。

【森岡委員】 つくったところはできるだけ外すとか、何かそういうルールがあるわけではないですよね。たまたまというのかわかりませんが、指名のルールで入らなかったということですか。

【小出課長】 お答えします。任意指名に関して言いますと、条件を満たすものから、地理的条件等ということで基本的には通常指名しておりますので、その条件に、まずは1回目の10月30日のときには入らなかったということだと思います。続けて申し上げますと、2回目のときの再発注に当たっては、1回目の辞退理由をよく精査しました。その中で、こちらの案件につきましては、まず、要件としてはなかったのですが、特記仕様書の中に技術者の配置要件ということで、土壤環境管理士または土壤環境保全士が在籍していることが確認できる者という特記仕様がありました。なかなか、それを満たせるところが少なかったと聞いた部分はありましたので、まず、任意選定にあたって2回目

のときには、まず、それらが在籍している会社というのをあらかじめ起工局のほうからいただきながら、任選をかけております。

また、さらに入札参加者数をふやすということから、この街区に限らずほかの街区も、先生がおっしゃった元の建物を建てた元施工の方につきましては、その当該街区に当てるように任意選定をいたしました。

【森岡委員】 何か不透明なことが起きたというつもりで言っているわけではなくて、多分、これを最後に清水さんが受けるしかなくて受けたという印象を持ちました。誰も引き受け手がなくてというところがあったように思います。

ちなみに、これは本筋ではないかもしれませんが、松尾工務店というのが1回目も2回目も希望で入って、2回とも辞退をしたことになるのですか。

【小出課長】 はい、そのとおりでございます。

【森岡委員】 それはそれで、何だろうと思います。あとは、清水さんが100パーセントで入れるというのは、何となく私個人的には意図というか、ほかのもので99.9パーセントはたくさんあると思いますけれども、100というのは、仕方がないので受けたということかと個人的には思います。これは感想程度ですので、別にお答えいただく必要はございません。

【若林委員】 こちらは、もともと工事が行われて、さらに強化工事という位置付けだと書かれていますが、その後、さらに契約内容の変更が行われていて、かなり契約金額も上がっていて、変更の理由というのも書かれています。これは強化工事を追加でというか、発注するに当たって、予見できなかったために変更した金額と言えるのでしょうか。

【中央卸売市場 山本課長】 お答えいたします。結論から申し上げますと、予見できなかったことに対する変更でございます。具体的に申し上げますと、特に地下水の機能強化というのは、とにかく地下水を下げるために、いろいろな地下水を揚げるための揚水施設を増強しようという工事内容でございます。1回目の工事と2回目の工事の間で、台風21号、22号と台風が2回あって長雨が続いたという状況もございまして、かなり地下水管理システムの置かれている状況といいますか、地下水管理が非常に難しいというのはそうした気象的な事情もございました。そうしたことも踏まえて、当初契約にはない運転管理をもう少し伸ばしましょう等、常に地下水を見ながら受注者との協議の中で行ったという中身でございまして、当初、設計のときに予見はできなかったものでございます。

【若林委員】 いただいた内容でも、台風もこれからも何十回も来ると思いますし、それを予見できなくて今回この契約変更が起こってしまうとなると、契約に基づいて工事が完了しても、また予期しなかったことで強化工事を行っていかなくてはならないという事態が繰り返されてしまうのではないかという懸念がありますけれども、その辺りはいかがですか。

【中央卸売市場 山本課長】 すみません、説明不足で申しわけありません。工事中は、目的物が完成しているわけではなくて、仮設のポンプで揚げたりですとか、本設のものが

できるまで仮設のポンプを据えて地下水の揚水をしようとか、そういった方針もございまして、そういったところを本設のものができる間、しっかりやっ払いこうというところで、それを組織的に意思決定をした上でコミュニケーションをしながらやっ払いいったというところでもございました。今は目的物ができておりまして、これからはしっかりと地下水を管理できる状況にあるということでもございます。目的物を造る過程においての話でもございます。

【遠藤部会長】 ご意見は、ほかはよろしいですか。この案件につきましては、2回目で事前公表して、それから指名を発注者側のほうで10者そろえるという形が行われた案件ですし、それから、市場の開場時期が決まるとか、まさに社会的な注目を非常に浴びた案件であるという中で、かなり原則とは違う対応が行われたということです。2回目に事前公表にして、3億数千万円、4億円弱の工事が5億5,000万の予定価格に40日ぐらいの間に上がったという案件で、まさに、その当時は大変な、毎日ニュースで報道されるような状況にあったと思います。

その一方で、これは当時、これらの工事を受注している業者さんは史上最高益をずっと更新しているような時期でもございまして、工事費の適切な設定というのは、納税者の立場からすると当然求められた時期でもあると思います。

これを、特殊な状況で起こったことだということでも結論づけていいのかどうか、私はよくわかりませんが、特殊な条件のもとでこうした判断が政治的とは言いませんけれども行われたということは、私が言うまでもなく皆さんが承知している内容だと思います。

それは違うと強く言っ払いいただいても構いませんけれども、やはり、そうしたことからすると、こういう状況にならないように、発注者さんとしては環境を整えて工事を発注していただくということは、今後の教訓としては心得ていただくべきことではないかと、入札監視委員会という立場で言えば、その点は指摘させていただきたいと思います。何か、特段反論とかご意見があれば言っ払いいただいても結構です。

我々も市場問題では、入札監視委員会は大変な批判を浴びたわけですが、やはり、今これを振り返って、そうした意見というのはぜひ申し上げておきたいと思います。これは、やはり教訓として、同じようなことが何回も起こると困ります。いかがでしょうか。反論等がございましたらお願いします。

【五十嵐部長】 先ほど申し上げましたように、この契約は12月中に契約者を決めないとなかなか開場時期が決まらないという政治的な要請があったことは事実です。それならもっと前から準備をすれば良かったという話は当然あるかと思いますが、実際にこの水処理システムを本当につくることが突然決まり、12月までに契約者を決めて、半年後の6月、7月までに造らなければいけないという日程が決まったのもかなり直前の7月、8月といった時期に決まってきたということがあります。バタバタな中で計画的にやりたくてもやれずに、徹夜作業で進めていた状況があるということがございます。そのような状況にならないようにするのが行政の役割だということは十分承知しておりますが、実態はそうい

うことでやむを得なかったということでご理解いただければと思います。

それから、どうしても不調等で12月の契約者決定ができない場合は、市場の移転開場が決まらないという大問題になるということもあって、先ほど部会長からお話がありましたが、本来は事後公表で行う部分を特別に事前公表で行ったということにつきましても、そうした状況の中で、いきなり特命随契することではなくて、競争入札という範囲の中で不調防止の手段として何ができるかということで、事後から事前に変えたということです。これはやむを得ない措置と先生にもおっしゃっていただきましたけれども、財務局としてもやむを得ない措置として知事にも説明をした上で実施したものでございます。

非常に特殊な状況の中で行ったもので、こういったことが何回もあることは適切とはいえないということは十分承知しております。今後とも、都民の理解を得られるような契約手続をとれるよう、私どもも自戒してやってまいりたいと思います。以上です。

【遠藤部会長】 今のご説明で、大体、議事録に残すべき文章という形だったと思います。やはり、この案件を経て制度が改革されて、現在はまた違う方向にいつているという状況を鑑みて、緊張感を持ってやっていただきたいということです。それを今の部長からお話があった内容はしっかりと議事録に残していただいて、このような回答をいただいたということをもって、適切に運用されていると判断してよろしいでしょうか。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 では、そういうことで、上申等はしないということで、これについては判断させていただきたいと思います。それでは市場、契約関係の皆様、どうもありがとうございました。次もありますので、この案件につきましては、結論とさせていただきたいと思います。

続きまして第6の事案につきまして、ご説明いただきたいと思います。入れ替わりがありますね。準備ができましたら、第6議案をお願いします。

【荒山課長】 それでは、議案6のほうをごらんいただければと思います。こちらにも社会的注目案件として抽出されました事案でございます。件名は「29 豊洲市場7街区地下ピット床面等追加対策工事(その4)」です。工事の概要につきましては、A3の資料のほうをごらんいただければと思います。

本件は、入札契約制度改革試行案件で、予定価格事後公表の希望制指名競争入札にて発注いたしました。希望者が1者のみであったため、1回目中止となりました。また、2回目も事後公表で発注いたしましたけれども、希望者がいなかったため中止となりまして、3回目、事前公表に切り替えて発注いたしました。こちらは9者が辞退で、1者が予定価格超過のために、こうしたときには無効という扱いになりますけれども、これで不調となりまして、4回目は、特命随意契約に切り替えて発注を行ったといった内容のものでございます。説明は、以上です。

【遠藤部会長】 それでは、委員の皆様、質問、ご意見をいただけますでしょうか。

【木下委員】 先ほどの案件でご説明いただいたように、この12月22日の時期という

のは、当然ながら開場時期を考えると工期のぎりぎりのところということで、恐らく中止、中止、不調となって、特命随意契約先を選ぶについても、大成建設さんとの全体の工事をこの期間にした方ということしかなかったのだということは、結果としてよくわかります。ですから、この手続がどうこうというよりも、やはり今回のような特殊な手続を続けなければいけないようなことにならないための注意点のほうを、考えていただくことだと思います。

特に、これは社会的問題になったので追加発注的な工事ですけれども、もともとの本体工事をした会社さんが修繕工事をするのが一番合理的だと思います。そうすると今度は、例えば1者になると中止しなければいけないということになると、また工期が遅れるということになりますので、基の工事にさらに追加するときの指名の仕方とか、あるいは希望のとり方ということについては、説明をよくすればご理解いただけると思いますので、例えば特殊な手続を考えても良かったのではないかと思います。結局、この工事が一番遅れてしまったということになりますので。それは質問というよりも意見的ですが、そうしたことを申し上げておきたいと思います。

【遠藤部会長】 ほかはいかがでしょうか。若林委員、どうぞ。

【若林委員】 事前にご説明いただいたときに、この4回目のときに大成さんは指名停止の状態にあったと伺っています。指名はできないけれども、随契ならいいという制度になっていると伺いましたけれども、本当に、そうした制度になっているのでしょうか。素人的には、指名もできない業者と都が随契を結ぶというのが、より悪質業者と言っていいのかどうかわかりませんが、そうしたところを助長するといいますか、庇護するように見られてしまうのではないかという懸念があります。どうして、そのような制度設計になっているのかというのを教えていただければと思います。

【荒山課長】 こちらの場合、本件につきましては、大成建設さんのほうは、当時の指名停止の理由は事故を起こしてしまったということが、まず一つ、事実としてはございます。それで、確かに指名停止中の方に特命随契ができるかできないかというお話でございますけれども、特命というものは、基本的に契約の相手方が、その方でないどうしてもできない、事業の執行が遅れてしまうということで、この方にしかあり得ないという場合に特命随契を行うわけございまして、そのことまでも指名停止中だからということで禁止してしまえば、事業が進まないというようなこともございます。

国の制度上も、そうしたものは認めておりまして、東京都におけるルールにおいても、指名停止中の事業者に対しては、特命はいいというルールになっています。ほかの自治体は、基本的には随意契約はだめですが、特別な事情がある場合においては、特命の場合は特別の事情に当たるという形で、同じようなルールの中で運用しているものでございます。

【五十嵐部長】 補足ですけれども、先ほども申し上げましたように、これは12月中にどうしても契約者を決めなければいけないということもあって、時間的な余裕があれば、

正直、もう一回入札したかったです。この状況では、入札しても結果は同じだったと思いますが、時間をおいてもう一回入札ことはできますし、その上で、どうしても大成でなければできないということであれば、指名停止期間中を終えてから特命随契しても良かったわけです。けれどもこの場合については、どうしてもこの12月中に契約しておかないと7月までに工事が終わらないというような特殊な事情があった中で、これは我々としても苦渋の決断ということでした。今まで指名停止期間中で、工事が間に合わないから特命随契契約をするということは、私が記憶している限りではありません。

一般的に指名停止中で契約するというのは、例えばエレベーターの保守管理だとか、どうしてもそのメーカーが定期的な保守管理をしなくてはいけないというときには、安全性の問題等で、そこしか保守できませんから、どうしてもそのメーカーと契約することになります。今回はそういうことではなく、時間さえあれば契約を後ろに送ってもよかったわけですが、市場移転のため期限までに絶対に契約しなければいけないということもあり、極めて特殊な中で契約したものということです。

大阪の堺市のほうでも似たような、工事の案件で指名停止中に特命随契をした事例があって、そのときの裁判の中では、どうしても工期までに間に合わない場合に、特命随契することは法律で許されているという話がありました。ただ、特命随契にあたっては、その前に十分に競争させる努力をしたかどうかということが大前提だという地裁の判決が出ています。

我々としては随契したのは4回目ということで、3回もいろいろな手続を工夫して競争入札でやっただけだめだったので最後に特命随契したということで、堺市の判決事例に照らし合わせても、やむを得ない事由だったと我々は考えてやっております。

いずれにしても、指名停止期間中に何でもかんでも特命随契するということではなくて、期限内に、どうしてもそこでやらざるを得ないようなもの、エレベーターの安全補修のように定期的にやらなければ困るものについて、やむを得ず特命随契していると思っただけだと思います。

【遠藤部会長】 森岡委員はどうですか。

【森岡委員】 もう質問はありませんけれども、3回目で大成は、事前公表にもかかわらず予定価格超過で札を入れています。いわゆるスーパーゼネコンがこのようなことをするのは例がないのではないかと思います。実はあつたりするのですか。

【五十嵐部長】 これはあくまでも推測の話ですけれども、予定価格が低過ぎるという抗議をしたのかなと思います。もっとも任意の辞退理由の欄に書けるのだからそこに書いておけばいいわけですが、自分たちはこの金額で考えているということを入札後に公表される書類である入札経過調書等に出したかったのではないかと推測しております。

【森岡委員】 事案の中身を詳しくは存じ上げませんが、業者さん、受注者からの強い意志があったということは、発注者側としては受け止めなければならないのでしょう。皆さんに言っても仕方がないのでしょうけれども、そうした非常に特殊な状況なのだ

ということ、あらためて思った次第でございます。

【遠藤部会長】 この案件につきましては、先ほど部長のほうから説明があった内容が議事録にしかるべき形で残されればよいと思います。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 やはり、こうした状況を、前倒しでつくらないようにするということが重要だという点では、先ほど部長からもお話がありましたけれども、そうした方向でお考えいただければと思います。そうしたご説明がありましたので、この案件につきましては、ルールをかなり破っているという前提があつて、適切に運用されていると言っているのかどうかよくわかりませんが、状況に応じて適切に判断して、対応をお考えいただいたということで、結論づけてよろしいでしょうか。具申はしないということで、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 では、今、部長からかなり振り返ったお話もありましたので、その辺を十分心得て、今後、進めていただくということで結論づけたと思います。

それでは、市場の皆様、議論は終わりましたので、ご退席ください。

以上により、平成 29 年度 10 月 1 日から 12 月 31 日に契約した工事の定例審議に関わる審査を終了いたしますが、各事案の審議結果について、再度確認させていただいています。事務局のほうで記録している要点について、ご説明いただければと思います。

【吉川課長】 今日は、全部で 6 件審議いただいたわけですが、最後の案件はその前に修飾語は付きましたけれども、状況に応じて適切な判断をした上で、適切な運用というお話だったかと思います。全件に共通して、基本的に適切に運用がなされていますが、審議の過程でいただいたご質問、あるいはご意見については議事録にしっかりと残すことをした上で、そうしたご結論になったという認識でございます。

よろしければ、案件ごとにどのような意見があつたのかというのを、順次振り返り申し述べさせていただきます。

まず、議案 1 番でございます。下水道局発注の案件で、8 者希望指名したけれども、結果的に応札者 1 者になっている案件でございます。

このことについて、競争性が低くなっているように見えるというご発言を木下先生からいただきまして、その部分を増やす改善についてどのように考えているのかというお尋ねをいただきました。その後、森岡先生から類似の案件の入札結果をごらんになられて、応札者が 2 者以上いる案件について見ると落札率が低くなっているけれども、1 者の案件についてはほぼぴったりになっていることについての認識をただす質問をいただいたところでございます。

また、若林先生から、こちらの案件で、資格を満たすのが 20 者程度いるという説明を踏まえ、過去でも 20 者程度条件は変わらなかったのか、どうして、他にもいたのにもかかわらずこの人たちは入札しなかったのかといったようなお尋ねをいただいているところで

ございます。

辞退理由につきまして、辞退者が多かったということで多く質疑があったわけですが、下水道局からの、私ども財務局の取り組みを含めてご説明があったかと思いますが、辞退理由を今後は任意ではなくて義務で拾っていくことと、さらにそれ以上に、どこまで詳細を突き詰めることができるかどうかというのはありますけれども、その部分を確認していく必要があるのではないかと趣旨のご発言を、遠藤先生からいただいているところでございます。

私どもの部長のほうから、希望者が多くて辞退が多いと都民から見ると疑念を抱かせる恐れがあるということで、辞退は制度上任意で認めているところでありますので、どこまで聞けるのかという部分はありますが、その部分について考えていきたいという発言をさせていただいたところでございます。そうしたやりとりを含め、こうした案件、入札監視委員会の委員の先生方は注目しているということもきちんと議事録に残してほしいというようなご発言を、遠藤先生からいただいたところです。議案1については以上だと思っております。

よろしければ、議案2に移らせていただきます。先ほどの案件は応札者が非常に少なかったという案件ですけれども、議案2のほうは同じ下水道の工事ではありますが、一般土木工事でシールドの案件ということでございました。こちらは低落札率だったということもあり、木下先生からかなり安いということで、実勢よりも予定価格が高かったのであろうと、積算の方法について確認をいただいたということかと考えております。

こちらの案件は、他の類似の案件で平均の落札率がどのくらいなのかという質疑も経た上で、木下先生から、そうは言っても20者応札しているということで、競争性は確保されているという面では良かった旨のコメントもいただきました。また、遠藤先生からは、工事の難しさですとか、施工環境の状況によって一概には言えない部分はあるかもしれないけれども、安定した競争環境を確保することが望ましいというご発言をいただきました。こちらの案件については、以上だったと考えております。

よろしければ、続きまして議案3に移らせていただきます。こちらは、建設局の河川工事の案件でございました。まずこちらは河川の工事で、幾つかの工区に区切って発注をしているということで、類似の同じ河川の他の工区の案件についての受注状況の資料を別途お出ししているものをご確認していただいた上で、同じJVがとっているかどうかという確認を木下先生からいただきました。その後、森岡先生から工区を分ける基準はどういった考え方なのかという確認をいただいたと考えております。

また、若林先生から、同じ河川の工事できざまな工事がありますが、もともと工事をし対策をしたところに上乗せてやる部分と新規でやる部分に分かれているというのをご指摘いただいた上で、参加できる業者の制限ですとか、とりやすいとかとりにくいといった部分があるかというご確認いただいたところでございます。

遠藤先生からは、こちらの案件も応札は1者で3者が辞退した案件ということで、辞退

理由の精査が求められるのではないかという問題意識のもと、発注者側として意識して取り組んでいる事項はあるかというお尋ねをいただいたと考えております。こちらについても先ほど来申し上げているとおり、こうした議論の経過を残すということで、ご了解いただいたと思います。

続いて4番目の議案でございます。こちらは、島しょの案件でございます。長期継続の受注案件ということでしたが、こちらについては、まず若林先生から、契約変更をした結果、かなり高くなっている部分があるところのご指摘がありました。当該案件については、疑念を抱かれてしまう恐れとして、例えば後で契約変更を上げてくれるので最初に安くしている恐れがあるのではないかとといったご指摘だったかと思いますが、その他の案件についても、28年度以前の案件の状況についても追加でいいので調べてほしいという旨のご要望をいただいたところでございます。これは確認をしてお答えしますと申し上げましたので、別途、後日お答えしたいと思います。

また、こちらは災害復旧工事ということだったのですが、契約変更が緊急工事であると出てきてしまう部分がありますので、計画的な発注ができないのかという話を木下先生からいただいたかと思っております。また、森岡先生からは、ここはかなり皆さんからもその後もご議論いただいたわけですが、1回目と2回目で100万くらい変わって、最後のところで結構大きくずれているという部分で、予定価格の立て方がどうだったのかですとか、その後の事務的なミスがありまして、もともとは入札できていたのが、最後は競争見積もりになったわけですがけれども、その部分が、どうして3回目ここまで下げられたのかということについて、多くの先生からご議論いただいたところと考えております。

そうしたやりとりを含めて、若林先生から最後に、また後で上げてもらえるという期待があったので低くなったのではないかとといったコメントをいただいたわけですが。

最後に遠藤先生のほうからまとめていただいた部分といたしましては、緊急という部分はわかりますけれども、こちらの案件は島の案件でもありますので、より一層の透明性が求められる案件ではなかったかと。都民から疑念を持たれることがないように、また、本件については先ほど申し上げたとおりプロセスの間違ひがありましたので、そうしたことがないようにしっかり配慮してほしいという旨のご意見をいただいたと考えております。

続きまして議案5、議案6は、両方とも共通の意見もあったわけですが、まず、議案5につきまして申し上げます。こちらは、豊洲市場の追加対策工事についてのご議論でございました。

まず議案5については、希望が2者で、本件については追加で指名を8者がしているわけですが、どのような意味があったのか、実質的な意味という観点で木下先生からご質問をいただいたところでございます。その後森岡先生から、こちらは1回目の発注は10月30日に札を開いているわけですが、清水建設がどうして参加しなかったのかという確認をいただいたところでございます。また、若林先生から、契約変更の部分で、こうした内容は予見できなかったのかどうなのかという質問をいただいたものと認識しております。

す。

遠藤先生からは、この案件は通常のルールですと事後、事後で、3回目で事前に移行するということだが、本件は2回目で事前公表になったことについて意見をいただきました。非常に注目されていた案件で注目度が高く、特殊な状況であったというところはわからなくはないものの、やはりルールが決まっている中でやっている手続でもありますので、こうした状況にならないように発注することが今後の教訓と言えるのではないかとまとめていただいたと考えております。

こちらにつきましては、私どもの五十嵐のほうから、12月中に契約をしないとなかなか終わらないという部分もありましたということで、特命にするという選択肢もあったのですが、できる人がいるのであれば競争という考え方の中で、できる方策として、事後から事前に変えて実施した、また、今後とも都民に理解を得られるようにやっていきたいという説明をさせていただき、先生方からこちらについては適切な運用だけれども、質疑のやりとりを議事録にはしっかりと残してほしいということでまとめていただいたものと考えております。

続きまして、最後になりますが議案6でございませけれども、こちらについては、先ほどは2回目で事前公表に変わったという部分があったわけですが、こちらのほうは3回入札でやって、4回目に随契をしました。その随契についても、指名停止中の大成建設と随契をしたということについて、議案5と重複するかもしれませんが、今回のような特殊なケースとならないようにというお話をいただきました。また、もともと施工していたところがやるというのが合理的な部分もあり、もともとの工事をして数年で追加対策をするというのなかなかイレギュラーな部分があるかと思うが、そうした追加対策の工事をするような手続は考えたほうがいいのかという趣旨のご発言を、木下先生からいただいたものと考えております。

また若林先生から、先ほど申し上げたとおり、指名停止中の業者との特命随契についての確認です。ルールがどうなっているのかということ、指名停止になるような悪い業者を助長することにつながってしまうのではないかとということに対しまして、私どもの部長からルールを説明させていただいたところでございます。

こちらについては、状況に応じてそのときどきの判断を踏まえて適切に運用したものとまとめていただいたところではございますが、重ね重ねで恐縮ではございますけれども、一定のルールの中で行っている手続でありますので、こうした状況をつくらないようにすることが重要ではないかということで、最後に部会長にまとめていただいたと考えております。

大変長くなって恐縮ですが、結論のお話と、この間のやりとりについての概要は、以上と考えております。

【遠藤部会長】 審議結果としましては、今総括していただいたようなことが要点かと思えますけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。網羅されているということで、よろ

しいでしょうか。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 では、今お認めいただいたということでございますので、これで本日の議案については、全て具申はなしということでまとめとしますけれども、それでよろしいですね。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 では、今日予定されていた議事は、全て終了いたしました。その上で、何かご発言等がございますか。よろしいですか。

いろいろ言わせていただきましたけれども、東京都を愛するが故の発言でございます。その愛を受け止めていただいて、しっかりやっていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、事務的にお戻しいたします。

【五十嵐部長】 どうもありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。委員の皆様方には、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

また、委員の皆様には、引き続きお忙しい中ご協力いただくこととなりますが、今後ともよろしくご指導のほどお願いいたします。本日はまことにありがとうございました。

— 了 —